

育成医療の申請について

【目 的】育成医療給付とは「障害者自立支援法」に基づき、身体に障害のある18歳未満の子どもさんに対して、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う制度です。

【育成医療の対象となる疾患】

1. 視覚障害によるもの
2. 聴覚、平衡機能の障害によるもの
3. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
4. 肢体不自由によるもの
5. 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
6. 先天性の内臓の機能の障害によるもの（5に掲げるものを除く）
7. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

【育成医療の支給の対象】

1. 診察
2. 薬剤又は治療材料の支給
3. 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
4. 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
5. 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
6. 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る）

1. 新規申請

必 要 書 類		注 意 事 項
1	自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書	・ 申請者（保護者等）記載書類
2	自立支援医療（育成医療）意見書	・ 指定自立支援医療機関が記載していること ・ 主治医の署名、押印があるか ・ 肢体不自由、視覚障害、聴覚平衡機能障害の場合、「障害状況調書」を添付すること
3	同意書	・ 認定が下りた場合、申請した医療機関へ結果を通知するというもの
4	健康保険証、 または組合員証等のコピー	【 国 保 】 住民票の記載者全員分を揃えること ※国保加入者以外の方の分も必要 ※世帯全員が記載された「住民票謄本」を添付すること 【 国保以外 】 被保険者（お子さんを扶養している方）とお子さん本人の分
5	市町民税所得・課税証明書	【 国 保 】 国保加入者で18歳以上の方全員の分 【 国保以外 】 被保険者の分のみ 【 生活保護 】 福祉事務所発行の「生活保護受給証明書」を提出すること
6	所得額を確認できる書類	・ 5で市町民税が¥0の方は次のア、イ、ウのいずれか、または、市町役場発行の「所得証明書」を提出すること ア. 確定申告をされた方…確定申告書の控え（第一票と第二票） イ. 給与収入のみの方…勤務先発行の源泉徴収票 ウ. 年金収入のみの方…年金支給者発行の年金の源泉徴収票
※	高額療養費の多数回該当がわかる書類	申請月までの過去12ヶ月既に、高額医療費に3回以上該当の方は、領収書などの証明を添付すること（ただし、全て同じ保険者であること）

2. 注意事項

- 申請は事前申請となり、支給認定の開始日は認定日以降となります。
 - 給付期間は原則３ヶ月以内です。
(歯科矯正・人工透析療法・抗HIV療法などの治療が長期に及ぶ場合は最長１年以内)
 - 育成医療認定期間中に、医療受給者証の記載事項に変更があった場合は、すみやかに変更届を提出してください。
 - 医療機関の変更や追加、自己負担上限額に変更がある場合は、自立支援医療支給認定申請書を提出してください。
- ※その他、何かご不明な点等ございましたら、遠慮なく下記までご相談ください。

【申請・お問い合わせ先】

〒857-0312

北松浦郡佐々町市場免 23-1

佐々町多世代包括支援センター

TEL0956-63-5800／FAX0956-41-1051

E-mail : tasedai@town.saza.lg.jp